

平成23年1月7日
第2246号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 道路の供用開始（2・北秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 道路の供用開始（3・山本地域振興局建設部）…………… 1
- 道路区域の変更及び供用開始（4～6・山本地域振興局建設部）…………… 1

公 告

- 県営土地改良事業の換地計画の決定（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（仙北地域振興局農林部）…………… 3

告 示

秋田県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年1月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	坊沢鷹巣線	北秋田市坊沢字相善岱尻47番地先から字胡桃館58番1地先まで

2 供用開始の期日 平成23年1月7日

3 供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年1月7日から同月20日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年1月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	小滝二ツ井線	能代市二ツ井町梅内字常盤渡46番地1地先から字梨岱75番地3まで

2 供用開始の期日 平成23年1月7日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年1月7日から同月20日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年1月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	小滝二ツ井線	能代市二ツ井町梅内字前田174番地1地先から字前田175番地2地先まで	6.00~7.00	0.057
	新	小滝二ツ井線	〃	8.20~12.40	0.057

2 供用開始の期日 平成23年1月7日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年1月7日から同月20日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年1月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	矢坂糠沢線	山本郡藤里町矢坂字中岱117番地1地先から字坂本22番地1地先まで	7.00~12.50	0.440
	新	矢坂糠沢線	〃	7.00~15.00	0.440

2 供用開始の期日 平成23年1月7日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年1月7日から同月20日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年1月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	高屋敷茶屋下線	能代市二ツ井町仁鮎字後山41番地1地先から字後山17番地1地先まで	6.00~6.30	0.040
	新	高屋敷茶屋下線	〃	6.00~7.80	0.040

2 供用開始の期日 平成23年1月7日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年1月7日から同月20日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（若美北部地区経営体育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年1月7日から同年2月4日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所
男鹿市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（中仙南部地区農地集積加速化基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年1月11日から同年2月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所
大仙市役所中仙総合支所

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王七丁目5番29号